



# 島根県報

平成20年 1月29日 (火)  
第 1,952 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

医学生地域医療奨学金貸与規則及びしまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則 (医療対策課) 1

### 告 示

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 3

土地改良区の定款変更の認可 ( " ) 4

土地改良事業計画書の縦覧 ( " ) 4

土地改良施設の管理規程の認可 ( " ) 4

解除予定保安林 (2件) (森林整備課) 5

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (経営支援課) 5

### 公 告

開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市計画課) 6

### 特定調達公告

モニタリングポスト低線量測定器の購入に係る随意契約の相手方等 (消防防災課) 7

### 教委公告

島根県立松江南高等学校穴道分校の電子計算組織の購入に係る一般競争入札の実施 (教育施設課) 8

## 公布された条例等のあらまし

医学生地域医療奨学金貸与規則及びしまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第2号)

### 1 規則の概要

奨学金の貸与に必要な連帯保証人の人数を2人から1人に変更することとした。

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

医学生地域医療奨学金貸与規則及びしまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第2号

医学生地域医療奨学金貸与規則及びしまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を改正する規則

(医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正)

第1条 医学生地域医療奨学金貸与規則 (平成18年島根県規則第14号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「2人」を「1人」に改める。

様式第1号中

氏 名		Ⓜ	生年月日		
住 所	〒				続柄
電 話 番 号		( )	-		
氏 名		Ⓜ	生年月日		
住 所	〒				続柄
電 話 番 号		( )	-		

を

氏 名		Ⓜ	生年月日		
住 所	〒				続柄
電 話 番 号		( )	-		

に改める。

様式第6号及び様式第7号中

連帯保証人	住 所				
	氏 名		Ⓜ	を	
連帯保証人	住 所				
	氏 名		Ⓜ	」	
連帯保証人	住 所				
	氏 名		Ⓜ	に改める。	

(しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部改正)

第2条 しまね医学生特別奨学金貸与規則(平成18年島根県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「2人」を「1人」に改める。

様式第1号中

氏 名		Ⓜ	生年月日		
住 所	〒				続柄
電 話 番 号		( )	-		
氏 名		Ⓜ	生年月日		
住 所	〒				続柄
電 話 番 号		( )	-		

を

氏 名		Ⓜ	生年月日		
住 所	〒				続柄
電 話 番 号		( )	-		

に改める。

様式第5号及び様式第6号中

「 連帯保証人 住 所  
氏 名 ① を  
連帯保証人 住 所  
氏 名 ① 」  
「 連帯保証人 住 所  
氏 名 ① に改める。  
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 1 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市吉田町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 小瀧 隼人 雲南市吉田町吉田24番地 4
- 高雲 人志 雲南市吉田町吉田464番地
- 古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
- 森山 邦雄 雲南市吉田町吉田2134番地 1
- 白築 進 雲南市吉田町吉田2824番地
- 景山 逸雄 雲南市吉田町民谷788番地
- 渡部 榮 雲南市吉田町吉田1073番地
- 堀江 俊博 出雲市塩冶有原町 1 丁目42番地ハイグランディ塩冶504
- 堀江 眞 雲南市吉田町上山79番 1 地
- 大島 高治 雲南市吉田町深野271番地 2
- 柳楽 勇 雲南市吉田町川手348番地

監事

- 白築 進 雲南市吉田町吉田738番地
- 西村 忠明 雲南市吉田町深野287番地

2 就任年月日

平成19年12月18日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 堀江 徹 雲南市吉田町吉田83番地 6
- 高雲 人志 雲南市吉田町吉田464番地
- 古居 忠 雲南市吉田町吉田1448番地
- 森山 邦雄 雲南市吉田町吉田2134番地 1

須山 光雄 雲南市吉田町民谷170番地2  
 景山 逸雄 雲南市吉田町民谷788番地  
 神田福一郎 雲南市吉田町吉田2552番地  
 堀江 俊博 出雲市塩冶有原町1丁目42番地ハイグランディ塩冶504  
 堀江 眞 雲南市吉田町上山79番1地  
 勝部 昇 雲南市吉田町深野139番地3  
 柳楽 勇 雲南市吉田町川手348番地

監事

白築 進 雲南市吉田町吉田2824番地  
 西村 忠明 雲南市吉田町深野287番地

島根県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、玉湯町土地改良区の定款変更を平成20年1月18日付  
 けで認可した。

平成20年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の  
 施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業  
 計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
玉湯町土地改良区	稲荷地区用排水施設事業（農業用河川 工作物応急対策事業）	土地改良事業計画 書の写し	告示の日から21 日間	松江市役所

島根県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良施設の管理規程を認可した  
 ので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

土地改良区の名称	土地改良施設の名称	土地改良施設の所在地	土地改良施設の管理規程の概要	認可年月日
玉湯町土地改良区	稲荷井堰	松江市玉湯町玉造 地内	1 取水に関する事項 2 点検整備および維持管理に関する 事項	平成20年1月18日

## 島根県告示第65号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
雲南市木次町北原1461 - 2・1492 - 1・1493 - 2（以上 3 筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
ダム用地とするため

## 島根県告示第66号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
雲南市木次町北原1480 - 33・1480 - 35・1480 - 50・1480 - 69・1480 - 71・1480 - 72（以上 6 筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
雲南市木次町北原1481 - 6（国有林）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
ダム用地とするため

## 島根県告示第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジュンテンドー宍道複合店 島根県松江市宍道町佐々布2459番地25外6筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5

株式会社ポプラ 代表取締役 目黒 俊治 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,744平方メートル

(変更後) 1,445平方メートル

イ 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置の変更

荷捌き施設の位置の変更

廃棄物保管施設の位置の変更

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後7時まで

(変更後) 24時間

エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後7時30分まで

(変更後) 24時間

(4) 変更する年月日

平成20年9月19日

2 届出年月日

平成20年1月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課(島根県松江市末次町86)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

公 告

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

簸川郡斐川町大字神氷字向田2837番、2738番2、2844番、2844番1、2845番、2845番1、2846番、2846番1、2847番、2847番1、2855番、2899番2

簸川郡斐川町大字出西字星田3783番1、3784番、3785番、3785番1、3786番1、3786番3、3837番、3838番1、4029番9、4029番10

面積 9,996.86平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町609番地

株式会社ウシオ

代表取締役社長 牛尾 尚正

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

簸川郡斐川町大字上直江2037番15、2037番29、2037番33、2037番34、2048番5、2057番8、2058番1、2055番2

簸川郡斐川町大字上直江1945番、1967番4、2037番7、2037番16、2037番28、2037番30、2037番32、2037番35、2058番、2323番、2342番2～4、2348番2、2350番2、2353番2、2354番2、2354番11の一部

面積 20,439.12平方メートル（4工区）

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

簸川郡斐川町大字上直江2308番地

株式会社出雲村田製作所

代表取締役社長 井上 純

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年 1月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 物品等の名称及び数量

モニタリングポスト低線量測定器 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部消防防災課原子力安全対策室 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年12月28日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

アロカ株式会社松江営業所 島根県松江市学園一丁目9番3号

## 5 随意契約に係る契約金額

65,887,500円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例公告を行った日

平成19年11月16日

8 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

## 教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成20年1月29日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立松江南高等学校宍道分校電子計算組織 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月28日(金)

(4) 納入場所

松江市宍道町宍道1178-4 島根県立松江南高等学校宍道分校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-5416)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成20年 1月29日から平成20年 2月 8日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成20年 2月20日(水) 午後 1 時30分から

イ 場 所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

ウ その他 郵便による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告 3(1)の場所に平成20年 2月13日(水)午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

